

＜本学教員の営利企業の役員等兼業許可状況＞

国立大学法人宇都宮大学職員兼業規程第 3 5 条に基づき、 本学教員の営利企業役員等兼業許可状況を公表する。

- 1 技術移転兼業
- 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体に、 本学における技術に関する研究成果について、 当該研究成果に係る特許権、 実用新案権等に移転し研究成果を活用する事業。
（大学等技術移転促進法第 2 条、 国立大学法人宇都宮大学職員兼業規程第 4 条）

令和 4 年 1 0 月 1 日現在、 本学教員に該当者はおりません。

- 2 研究成果活用兼業
- 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、 本学職員の研究成果を活用する事業
（国立大学法人宇都宮大学職員兼業規程第 1 0 条）

番号	氏名	所属	職名	企業名等	役員名	兼業開始日	1 月あたりの従事日数	1 日あたりの従事時間	報酬等の有無（年額）
1	尾崎 功一	学術院 （工学部）	教 授	R E A C T 株式会社	取締役	平成 26 年 11 月 15 日	☐ 無 ☐ 1 日未満 ☐ 1 日以上～2 日未満 ☐ 2 日以上～4 日未満 ☒ 4 日以上～8 日未満 ☐ 8 日以上	☐ 無 ☐ 1 時間未満 ☐ 1 時間以上～2 時間未満 ☒ 2 時間以上～3 時間未満 ☐ 3 時間以上～4 時間未満 ☐ 4 時間以上	☒ 無 ☐ 50 万円未満 ☐ 50 万円以上～100 万円未満 ☐ 100 万円以上～200 万円未満 ☐ 200 万円以上 ☐ その他（ストックオプション等）

（令和 4 年 1 0 月 1 日現在）

- 3 監査役兼業
- 株式会社等における監査役の職務に従事すること。

令和 4 年 1 0 月 1 日現在、 本学教員に該当者はおりません。